

平成19年度第1回 東久留米市社会福祉審議会議事録（要旨）

1 日 時

平成19年10月10日（水）午後6時30分～午後8時40分

2 場 所

市役所4階 庁議室

3 出席者

〔審議会委員〕

川村委員、松本委員、矢花委員、石橋委員、當麻委員、伊藤委員
磯部委員、土屋委員、大西委員、貞廣委員、松永委員、（百濟委員は欠席）

〔事務局〕

市長

子ども家庭部長、健康福祉部長、健康福祉部参事
子育て支援課長、保育課長、
保育課管理係長、福祉総務課庶務係長

4 議事概要

(1) 委嘱書の交付

市長より委員一人ひとりに委嘱書を交付。

(2) 市長挨拶

少子高齢化が急速に進む中、介護保険法の改正や障害者自立支援法の施行など社会制度全般にわたる改正が進められている。

こうした状況のもと前回の社会福祉審議会では、福祉施策の裏づけとなる財源が限られている中で、何を見直し何に対して取り組むべきか「東久留米市が目指すべき福祉の基本的方向について」諮問し、いただいた答申を改定した地域福祉計画の中に反映させることができた。前回委員も何人かいるが、あらためて御礼申し上げたい。

今回は保育料月額基準表の見直しを諮問するが、委嘱期間中には保育料改定や地域福祉計画の中間見直しも予定されている。今後、市の政策判断が必要なものについては審議会のご意見を頂戴したいと考えているのでお力を賜りたい。

(3) 自己紹介

委員全員と事務局が自己紹介を行った。

(4) 会長、副会長の互選

立候補者がなく、矢花委員が川村委員を会長に、磯部委員を副会長に推薦され全委員が了承した。

(5) 諮問書の交付

市長から「保育料月額基準表の条件の見直し」について諮問し、川村会長に諮問書を交付した。（交付後市長は退席。石橋委員、島崎参事も途中退席）交付した後、審議

会は公開で行うこと、議事録は要旨とすることに対し全委員より承諾が得られた。

(6) 審議

会 長 前回会長を勤めさせていただいて、今回も会長をということで果たして勤まるか自信がないが、幸いにして再任の磯部委員が副会長なので心強く思っている。委員の皆様のご協力を得て無事役目を果たせれば幸いと考えている。議事進行にご協力のほどお願いしたい。それではお手元の次第をご覧いただきたい。1から6まで滞りなく済んだので、早速審議に入りたいと思う。配布資料の説明ということで、先ほど配られた資料について事務局から説明をいただきたい。

事務局 諮問の趣旨について説明させていただく。認可保育園については国及び都から負担金、補助金並びに市が徴収する保育料を含めた委託料及び補助金によって運営されている。市の保育料は国から交付される負担金の基準となる保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表に基づいて、その概ね 50%程度を減額して定めている。このたびの市の保育料月額基準表の見直しは、平成19年度税制改革に伴い、所得税を減らす代わりに住民税を増やす、いわゆる三位一体の改革の一環として税源移譲が行われ、市においても所得税額の大幅な切り下げに対応すべく、これに合わせた保育料の階層の見直しを行うもの。いわゆる税源移譲に伴う個人住民税所得割の比例税率、フラット化は個人住民税が負担増になる部分については、所得税において負担減を図り、個人住民税が負担減となる部分については所得税において負担が増えることとなる。すなわち所得税率が引き下げられることになる。このことにより前年分の所得税額を基準としている保育料が減額となり、歳入が大きく減少することになる。結果的に一般の市民の負担増となるが、歳入減とならないように現状維持を確保するため保育料月額基準表の階層区分の条件を引き下げた所得税の税額に見直しをするもの。従って仮に平成19年度分の所得税の課税額が変わらない場合、階層は変わらないため、前年と変わらないようにしようというもの。後ほど詳しく説明するが、この改定を行わなかった場合平成20年度には約 3600 万円近い減額の影響がでると見込まれている。なお、詳細は担当課長から説明したい。

会 長 詳細は担当課長から説明ということだが、今の諮問の趣旨と中身の骨子について何か質問があるか。三位一体改革と保育料の見直しの関係はわかりづらいが、担当課長から後ほど説明があるということなので。

委 員 概略は伺った。家庭の負担は据え置くとのことだが、私なども介護保険料の通知をいただいて、税が上がったせいで保険料が上がったという感じはしている。そういう中で保育料だけ据え置くというのは預けている家庭にとってありがたい話であり、反対するつもりはないが保育料だけ特化というか、据え置くという感じなのか。

事務局 保育料についてまず定率減税が廃止になって、本来ならば定率減税の廃止の

部分で保育料は増えていかなければならない。19年度が10%、20年度が20%になっていくが、本来ならば改定しなくても保育料が増えるような計算になる。ところが住民税のフラット化の問題があり、フラット化が導入されたことにより今のままの保育料だと、月額30,000円納めている方は所得税の見直しによって20,000円になる計算になる。差額の10,000円分が後ほど説明するが保育料3,500~3,600万円の減額となってしまう。国の基準から考えると100%満額もらえるが、ほとんどの市町村で50%位になっている。地方に行くと80%位のところもあるが、都下の市町村の場合は50%台が多い。それが40%台に下がってしまいそうな状況となっている。減った分を現状の保育を維持するためには、一般税で損失補填していかなければならない。現状を維持させていただいて、50%台を維持するために保育園利用者に公平に負担をしてもらう。30,000円納めている方が20,000円になるのではなく、30,000円で推移させていただきたいのが今回の趣旨。

会長 総論的なご質問だと思うが、この関係で何かご質問があれば。

委員 保育料のことはよく知らないが、これは国の税制でこういう変化がおきたのか。そうすると市としてどうするかという問題ではなく、他の市も皆同じことになっているのではないか。東久留米市だけ特別なことをできるのか、できないのか。

事務局 今のご質問も含めて資料をご覧くださいながら説明したい。仕組みの説明も加えながら説明したい。保育料の国の根拠は児童福祉法56条にある負担金となっている。市は条例にもとづき、国は7階層だがさらに細かく22階層に分け、家計に与える影響を考慮し、児童の年齢等に応じて定め、軽減措置を図っている。資料1をご覧ください。1の「平成18年度決算」で国運営費、国徴収金額、市保育料額、国基準徴収比率となっているが、国基準徴収比率というのは国が取ってよいと決めた国の総額を100%とした時に、市がもらっている保育料が52.84%となっているということ。2の「19年度見込額」では定率減税の影響もあり国基準徴収比率が55.93%になる。これが20年度になると、所得税が保育料を決めるときの条件になっており階層区分が影響を受ける。3の「20年度見直しを行わない場合」では49.44%まで落ちてしまうということ。その影響額が3,600万ということになる。先ほどから国基準という話が出ているが、国庫精算という仕組みが保育所にはあり、法律に基づき国が負担する金額があって、その内50%を「国は面倒みましょう、残りの50%は利用者から取ってください」という考え方がある。その50%に対して各区市町村で政策的に設定しているが、全国的に見ると60%~80%に設定されているのが現状。資料には書いてないが保育料については軽減措置があり第2子は50/100、第3子は10/100という形で軽減措置を行っている。認定子ども園に入っている場合でも

同様に第1子、第2子に軽減措置を行っている。市においては保育室、認証保育室、家庭福祉員に兄弟が入っている場合には保育料の1/2を軽減するという措置を講じている。この税制改正を受け、国は国庫精算の階層区分の変更をしてくる。そうすると市の超過負担が発生してくるので条件を見直さざるを得ない。

次に資料2の「保育所の運営にかかる経費」について18年度保育所運営費ということで、保護者、市、都、国それぞれの負担割合を示してある。総額は示していないが26億1300万円ほどになる。その内の58.42%、15億2600万円ほどが市の超過負担となっている。保護者の負担割合は全体の12%となっている。繰返しになるが国は保育運営費の44.3%、11億5900万円を国の対象経費の範囲としている。その44.3%の内、国は約1/2を保育料として徴収すべき金額としている。その残りの1/2を国、1/4が都、1/4を市町村が負担している。55.63%は国庫の対象経費外となる。14億5400万円が市の単独負担となる。市では国基準の徴収比率を52.84%に政策的に軽減しているので、市の保護者の負担は47%になる。ちなみに認可保育所に通っている1人当りの運営費として市では年額1,658千円の公費を投入している。内訳は公立が1,927千円、私立が1,394千円となっている。認可外保育施設は966千円ほど支出している。

資料3については26市の改定動向についてまとめたもの。所得税の改正に関し18市が改定し、3市が改定しないとしており、残りの市は現在検討中となっている。「国基準に対する徴収割合」については今後かなり変動するものと思われる。「保育料改定に対する基本方針」は各市がどのような基準を持っているかを調べたもの。「国基準の50%を目途」というところが多いが、中には60%という所や「国基準総支弁額の25%以内」という市もある。

資料4については「税制改正に伴う市保育料徴収影響調」ということで19年度に税制改正で所得税が減り住民税が増えることに伴い、その割合がどういう風になるかを示したもの。20年度の計に1,004人となっているが、この1,004人が影響を受け保育料が下がる人数。階層でいうと所得税のかかるDの世帯と市民税のみのCの世帯、そして非課税の世帯とあるが、特に影響を受けるのがD3からD14の階層であり、1階層から4階層下の階層に下がっていく見込となっている。3から4階層下がっていくのはD7からD10の階層で、2階層下がるのがD6、D7、D10から12の一部となっている。ちなみに保育料がD10からD6へ下がったらどうなるかという、3歳未満の場合32,700円から23,000円へ下がり9,700円の減額になる。年間では116,400円の減収になる。全体では3,600万円ほどになる。

資料5は国の基準徴収額表であり、これをベースに各市が保育料を構築している。国の場合は7階層に分かれているが、市は22階層になるという話をさせていただいた。国は新旧の基準徴収額表を載せてあるが、下線部について改

定している。それに対応して直す市もあれば直さない市もある。今回下線の部分については定率減税を廃止した。そのため負担軽減をはかる意味で所得税の税額を上げてきている。上げると対象者の幅が広がるので軽減となる。国と都は国庫の精算をするシステムとなっている。これによって国は支弁をどの程度すればよいか決定することになっている。国は所得税の税額がベースとなっているので、市町村もそれに合わせた所得税の設定をしなければ、国に対する負担金の請求をする時に不都合が生じる。ここの条件を変えさせていただきたいというのが市の考え。

会 長 税制改正に伴うものということはわかったが、保育料そのものは据え置きというご説明だったと思う。Y委員の質問は、介護保険料等は引き上げられているのに、保育料は実質据え置きということでこの辺のバランスはどうなのかという趣旨だと思うが。

委 員 私は勘違いしていた。利用者は据え置くということだが、本来なら所得税減税で下がるところを据え置くというのは、利用者にとってあまりいいことではない。それを勘違いしていた。この審議会は公開で行うということに先ほど決めたが、前回子育て支援部会の部会長をさせてもらったが、保育料の改定が議題になった時に、傍聴者がものすごく多かった。席が足りないくらい傍聴者がいた。今日の審議会について日時、議題等を市民に知らせたのかどうなのか。

事務局 半月ほど前に市のホームページに「審議会開催のお知らせ」を掲載し、日時とか議題とか傍聴可能人数をお知らせした。

委 員 広報には載せたのか。

事務局 広報は日程が決まってから載せるのに時期的に間に合わなかった。ホームページでは市民に周知している。

委 員 前回はいくら上げるというのは無かったが、今回は下がるものを下げないということは逆に上がるという見方もできると思う。そういうことを審議会だけで決めていいのか。一般市民の参加を考えなければいけないと思うし、審議会についても地元の情報誌で「審議会のあり方」についてニュースに取り上げている。「委員がどのように選ばれているか、審議の実態がどうなのか、皆で傍聴しよう」というようなことが書かれている。その中で一人も傍聴者がいないというのは不可思議な感じがする。市から言わせるとホームページに載せたということだが、それだけで済むのか。非常に大事なテーマだと思う。その辺から疑問に感じるし、市民の意見を聞くというシステムを考えて欲しい。

事務局 担当部としては保育園父母会連合会の役員に対し、会議の進行状況を説明することになっている。既に連絡して日程の調整をしている。利用者の代表に対しては説明する予定になっている。

会 長 情報の開示、情報の共有、市民参加は重要なことと思うがこの件に関し他の

委員さんご意見があれば。

委員 説明を聞いて今までの負担が **20,000** 円でそれが **30,000** 円に上るのかと思っていたが、市の負担をマイナスに押さえるということで話がきているのかなど。何となく理解してきている。ただ見方を変えれば値上げと同じなのかなど、保護者にとっては問題ではないか。

委員 保育料の中身がよくわからない。その辺を説明して欲しい。待機者が多いというのも聞いている。公立保育園の方が保育料が安いということで待機者が多いと思うが・・・。

会長 今は情報をどのように市民に開示するかということ、市民の参加をどのように求めるかということなどを議論したいと思う。今のご意見は次の段階ということで伺っておきたい。情報の開示、共有、市民参加ということでご意見があれば伺いたい。

委員 初めて審議会に出席させていただいて、後で市民からどういう議論をしたのか尋ねられると思う。シュミレーションの数字が少ないような気がする。例えば19年度の数字からして、何もしなければこの方々はこうなりますという、一人ひとりにどういう影響があるのか、**3,600** 万円のマイナスはどういう風に埋め込まれていくのか、一人ひとりの視点でもっと議論すべきだと思う。役所の視点はどれだけお金が入るか入らないかグロスの話になるが、市民の目は一人ひとりだといくらになるのかという視点になる。市民の方に聞かれた時に答えられない。

会長 情報の開示という事の方法論のご意見かと思う。では情報の開示、シュミレーションについて事務局からお答えいただきたい。

事務局 最初にお話しておきたいのは、どうしても保育料を値上げするという話で捉えられてしまうが、視点は保育料を値上げするのではなく現状の保育料を維持するためにはどうしたらいいかという話。先ほど例で申し上げたのは **30,000** 円保育料払っている人が何もしなければ、何万円か下がっていくという話をさせていただいた。来年になると **20,000** 円になると。そういう視点から見れば値上げかも知れないが、現行の保育料を値上げしないでそのままにして、損失補填をする場合には市税で補填していくことになる。それが資料1で示したとおり。18年度決算ベースだと3億 **800** 万円という保育料だが、手を付けずいると20年度は2億 **7600** 万円になってしまう。差額の **3,600** 万円に関しては市税を投入していかないと保育が成り立たなくなってしまう。質の向上という質問があったが、勿論今も様々なサービスを展開しているが、その前に現状の保育を維持するためには現状の保育料が必要になる。そのためには現行の3億 **1,000** 万円程度をいただかないと維持できない。値上げと言うことでお話ししているわけではないのでご理解いただきたい。それと周知の事でご意見を頂いているが、

今回一番影響受けるのは保護者の方々。その代表者である父母会連合会の役員に審議会の経過をお話する予定になっている。次回は委員ご指摘のように傍聴者がたくさん見えるかもしれないが、現在でも関係者の方々には周知していると考えている。限られた密室の中で進めているとは考えていない。保育料の本身については担当課長からお話したい。

事務局 資料5をご覧いただきたい。これは東久留米市の保育料基準表になっている。条件の欄でD1からD16について、前年の所得税額課税額3千円未満の世帯だと3歳未満児で8,500円、その上3千円以上1万7千円未満だと11,100円と所得税の刻みに合わせて保育料の額を設定している。抜本的な改正で保育料の額を上げたり下げたりするのであれば、本格的な審議をしていただければならないが、今回は所得税額が変わったことによるもの。資料4をご覧いただきたい。20年度の見込額の方、例えばD2からD1に矢印がしてあり、これは一人ひとりの所得税の積み上げとしてどのように変わるかを集約した。一人ひとりのデータについては膨大なものがあり、それを集約して人数で表してある。D2からD1に移る方が3歳未満児で3人、3歳以上児で3人いるということを表している。例えば人数が多いところではD5階層からD4階層に移る方が112人、D4階層からD3階層に移る方が119人となっている。これは個々人の保育料がどうなっていくかを集約したもの。1,004人に影響が出ている。現状の保育料を動かさないと所得税が変わったために影響が出るということを表している。税源移譲で所得税は減るが住民税が増えるために、条件が変わってくる。ここを補正しないと次の改正論議に入ったときに、保育料を大幅に上げなければならないので、保護者には将来的に急激な負担増も伴う。26市でもほとんどの市が小刻みに補正しておくことを取るものと思われる。

委員 事務局の説明の中で所得税が算定条件になっているから、所得税が変わると階層区分が変わると、でも収入は変わらない。そこから説明しないとわからない。収入が同じであるにも関わらず保育料が下がるということを説明しないとわからない。もうひとつ、資料4のD16、103,200円の減は年額か月額か。

事務局 年額です。

委員 そうすると2人で年額103,200円減ると理解してよいのか。

事務局 そうです。

委員 そういう資料を作ってもらわないとわからない、委員の皆さんは。その上は14人で29万円だから年額約2万円ちょっと。月額にすると2,000円弱。そういうことがわかる資料を作らなければいけないのではないか。その上は29人で45万円。でもひとりで45万円増えるとか減るとかいうことではなくて、29人という頭数が出ているのだからそういうことが理解できる資料を作らなければいけないのではないか。

委員 役所の方は苦勞されているが、説明が素人にわかるように作られていないのが残念。所得税をベースに保育料を算出しているわけだから、所得税を国が変えたわけで、何で市が困らなければいけないのか。国がちゃんと手当すべきではないか。従来どおりのベースで所得税は減った、住民税は増えた。トータルしたら同じだから、所得税プラス住民税をベースにすべきだと思う。そうすれば税率がどう変わろうとも大丈夫ではないか。保護者も理解しやすいと思うし、市税を 3,600 万円も出すのは大問題だと思う。算出の方法を国や都とアプローチしていい方法を考え出せないか。

委員 今のは制度論の問題で国が保育料の一定額を負担する、残りは利用者負担というのは制度になっている。国が徴収基準を作っておりその基準で取るのは構わない、100%取ってもよい。ただその取るのは条例等で決めなさいと国は逃げてしまっている。市の決め方が国徴収基準と同じように所得税で決めれば、所得税が変わると徴収基準も変わる。市が住民税の所得割で決めれば市で対応できる。国との負担調整の関係では所得税でやらなければいけないから、事務的に大変な部分があるので、市議会の議決を経て所得税額で決めているからそういうことになる。国に文句を言う前に国の徴収基準に倣ってやっているわけだから、そこに問題があるなら私たちが議論して、市の徴収基準は住民税で行くとか市長に答申すべきだと思う。

会長 制度論の問題とか根幹的なものかと思う。三位一体の改革の中で国から地方に押し付けがあって、自治体も板ばさみになって大変な思いをしていると。資料3を見ると26市の中で予定しているところ、未定のところ、模様眺めのところとあるが他市ではどんなスタンスで取り組もうとしているのか。その辺の情報があれば教えて欲しい。

事務局 各市、国の50%から60%の間で設定するのが基本的な考えかと思う。一定の物差しで、国基準に対して幾ら取るという形でやっていた。そのことを中心に各市の状況を聞くと、例えば41.7%という市があるが、次回の改定では利用者に過度の負担を伴わなければ保育サービスの維持が難しいということで、審議会が開催され検討されている状況と聞いている。これからやるところも所得税の階層の条件を見直すように聞いている。条例でやっているところも規則でやっているところもあり、条例でやっているところは審議会の答申を得てその結果で変えていくという作業になる。大方のところは審議会を立ち上げていると聞いている。

会長 この問題でもうひとつ大事な視点は少子化が進む中で、安心して子どもを育てるためにどう子育て支援を進めていくかリンクさせながら検討していかなければならないと思う。この辺、次世代育成支援行動計画とのリンクの件はどうか。

事務局 市では次世代育成支援行動計画を作り、それに沿って様々な事業展開をしているが、その中で保育の充実ということで様々なサービスを展開していかなければならない。話はそれるが市の考えとしてはどのような形で保育サービスを進めていくかという中で、民営化計画が別個にあり公立保育園を民営化して、保育料が下がった分の経費を新たなサービスに振り向けていくということを行っている。保育サービスの充実が、市民が望んでいることのトップで、延長保育などは非常にニーズが高いサービスとなっている。私立ではやっているが公立ではまだ3園しかやっていない。残り5園あるので保育サービスの充実ということで実施していきたい。その辺は次世代育成支援行動計画に沿って進めているところ。子育て環境の充実とともに保育サービスの充実が叫ばれているので進めている。

会長 今のは先ほどの〇委員さんのご質問に関連したお答えかと思うが、どういう風に受け止められたか。

委員 前向きに行っていたら幸い。実際にどこまでやっていただけるのかという懸念はあるが。

委員 資料3の「保育料改定に対する基本方針等」のところで「国基準の50%を上回らない額で改定する」の意味だが、資料2の「平成18年度保育所運営費」に当てはめて考えてみたが、市負担額が58%となっているが「保育料改定に対する基本方針等」で「50%を目途とする」というのはその市負担額を50%にするということか。

事務局 国基準に対する徴収割合なので、資料2の市負担額とは違う。資料2は認可保育園だけではなく、先ほど言い忘れたが、保育サービスの中には認可外保育園もやっている。認証保育園、保育室、家庭福祉員、これらの子育て支援サービスとして展開している。そういう部分については市の持ち出しがかなりある。ある程度の負担をして子育て環境の整備をしている。この58%というのはそういうのも含めると総事業費の26億円に対して58%近いお金を払っているということ。資料3の52.8%は認可保育園の中でかかる国の基準に対して何%なのかということ。もし今回改定しなければ資料2の市の負担が増えて負担額が60%まで行ってしまう。話の内容からすると料金の値上げみたいに思われてしまうが、今かかっているお金と同じ額を維持していきたいということ。今年30,000円納めている方が来年は25,000円になるかもしれない。そうすると差額の5,000円は市の税金で負担して運営していかなければならない。だから見直しをさせていただいて30,000円はそのままにしていきたいということ。

委員 そうすると資料1の4に3,625万幾らというのがあるが、これが所得減税でマイナスになると市の税金で賄うのは難しいので先ほどの提案があったという解釈でよいか。

事務局 そのとおり。

委員 見直しを今日1回で終わらせてしまうのか。

会長 そういうわけではないだろう。具体的に今後の日程をお願いしたい。

事務局 説明させていただいたように **3,600** 万円位の減額となってしまうので、これを維持させていただきたいということで、ある程度シュミレーションは作ってある。そこまで今回提案させていただいて、父母会連合会の方にもそういう話をするので、あと1回位で見ていただいて、まとめていただければと考えている。何度も申し上げるが今回の保育料に関しては改定というよりも、現状維持のための見直しという趣旨。このままいくと市税の投入が避けられないので、そうならないように今納めている額と同じ額を20年度も納めていただく。そのような趣旨で今回提案を差し上げている。

委員 そうすると資料請求とかできるのか。さきほどT委員が仰ったような資料とか。

事務局 内容によっては。

委員 なければ話ができない。私もやってみたが所得税を基準にやっているのに、所得が減ったから所得税が減るのではなくて、収入は同じだけれども所得税が減るということがわかる資料がない。D16の世帯なんか75万円以上納めている世帯がどのくらいいるかという2人だけれども、保育料が3歳未満で現行**52,600**円、これが5万円下がるわけでしょう。そういうことがわかる資料がないと委員の皆さんは審議ができないのではないかと。それともひとつ総額の問題で議論しているからお聞きしたいが、資料1の「保育料影響額調」の18年度決算額はわかる、だが平成19年度（見込）額は予算額なのか。例えば「市保育料額」は19年度が3億**1,200**万何がし、18年度が3億**800**万何がしになっているが、18年度は決算額だから滞納している人は除かれていると考えていいのか。19年度、20年度の見込を出している時はどうなっているのか。運営費の総額が**11億7,100**万円になっているがどういう積算をしたのか。保育園に入るお子さんが増えて額が増えているのか。あるいは年齢も人員も同じに見てこうなっているのか。こういうことがわからないと先ほどO委員が仰った保育料の中味がわからない。保育園のサービスの中味がわかるような資料が必要ではないか。あまりに大雑把ではないか。それから20年度の保育料を2億**7,600**万円にしているが、国の徴収基準が変わってくると見ているのか、変わらないと見ているのかその辺の説明がない。そういうことが委員の皆さんにわからないと「はい、いいですよ」とはならない。

事務局 3番目の質問については資料4を見ていただきたいが、これが見込をしたシュミレーションだが、19年度の数字を使って2億**7,600**万円という数字が出てきている。

委員 そうすると19年度の国の徴収基準でやっていると。算定していると。

事務局 そうです。国の徴収基準が19年度は出ているが、20年度は出していないので19年度を使って20年度を出している。

委員 それは理解した。滞納関係はどうなっているのか。

事務局 ここの中にはこれは調定額で、国庫精算するときにはこれだけはいただきますというものなので、実際には滞納も出てくる。その数字については・・・。

委員 それでは18年度決算と書いてあるのは。

事務局 国庫精算するときにはこれだけはいただくことができるという数字。国が「これだけ取っていいですよ」という国庫の基準額。

委員 資料2に書いてある3億800万円も同じことか。全体で26億1,200万円かかって、15億2,600万円が市負担額で、3億800万円が保護者負担となっているが。

事務局 ここに挙げているものは市全体で26億かかっていると、国というのはそこまで負担すべきと考えていない。独自の物差しがあるわけです。先ほど言った40何%しか見ていない。その金額が実はこれ、国の運営費の基準額。国はこれを取っていいと言っている。だからさらにパイが小さくなる。こちらの金額は保育所を運営するにあたって市が持ち出した一般財源全てを含んでいる。ですから15億円位は市が完全に持ち出しになっている。国はその内の半分しか設定できないという話。

委員 私が言いたいのは「18年度保育所運営費」のグラフがあるが、保護者負担額の308,894千円には滞納が入っているのかということ。

事務局 滞納している人の金額も入っている。

委員 この表を見ると実際に納めている人の金額が308,894千円のように見える。だから保護者で800万円納めていない人がいると300,894千円になって、その800万円が市の負担に増えると。18年度の決算だから。

事務局 これは決算というか載っている額でなくて調定している金額です。

委員 私たち委員はわからないから、ただこの表を見ると実際に納めた金額がここに書いてあると見てしまう。このグラフを見ると。3億800万円の中にさらに納めていない人がいて、それは市税で負担していますよと。そういうことだろう。

事務局 全体の中で保護者が負担すべき額はこれですよというもの。滞納している人が含まれているのは事実。

会長 微に入った検証でありがとうございました。これは大事なことです。

委員 滞納者に対して市の努力はどうなっているのか。

事務局 滞納者に対しては現在電話催促から始まって、保育園のお迎え時に個別にお会いして保育料を納めていただくと。滞納額は5年間で1,500万円。18年度が260万円くらい。欠損がT委員ご指摘のとおり出ていて13年度分欠損が200

万円くらい出ている。その理由は住所が変わってしまって最後まで追いきれなかった。最終的に差押えという強行的な措置をこれからはしていかなければいけないが、現行ではまだそこまで行っていない。そういうことを勉強するために課長を中心とした会を庁内に作っている。今後厳しい形で臨もうということになっている。大体、滞納が年間 200 万円前後くらい。保育課で 10 月から納めていない方の個別訪問と保育園のお迎え時に保護者にお会いして催促をする計画が進んでいるところ。

会 長 　いずれにしても給付と負担のバランス、納めるべき保護者が納めていないのはどういう理由なのかなど。追跡調査して市民がこれだったらやむを得ない、審議会の検討結果として容認できるということになろうかと思う。三位一体改革でこうということだけでなく、もう少しマクロの点で保育サービスの質ということであれば次世代育成支援行動計画の中で市は、あるいは民間事業者はどういう対応をしていると、負担は現状維持で実質値上げかも知れないけれども、サービスの面ではこうだと、滞納の部分はこうでこういう方針でいきたいと。周りの資料を審議会委員だけでなく市民にも開示していただきたい。ホームページだけでなく広報紙、チラシ、ポスターなど色々な方法があると思う。次回できる限りの資料をお願いしたい。2 回目の審議会の時は市民あるいは関係者の傍聴がありえるし、期待しているので、そういう中で答申していきたいと思う。もう少し努力していただきたい。

委 員 　超マクロかも知れないが、所得税は国が徴収して地方に回すのは地方交付税ということで、それが減ってきているのか。その代わりに地方分権といって住民税を上げる、そのバランスが全く一緒なのかどうなのか。その中で保育料は昨年と同じ水準にしたい、3,600 万円を新たに負担するのは大変だということを納得できる資料がなければ、去年と一緒にしたいといっても納得できないということになる。

委 員 　所得税が月額基準表の算定根拠になっているならば、一人ひとりが所得税が下がれば保育料も下がると期待している。それを違うんだと言うならば、説得できるだけのものを持ってこない、これは非常に難しい問題だと思う。

委 員 　障害分野でもサービスの部分だけを切り取って「3,000 円、4,000 円の負担が何故大変なのか」という言い方をする方がいるが、トータルで色々なことが積み重なってすごい負担になる。所得税があって階層があって、市民税が家庭にどれくらい負担かかっているのか照らし合わせるような資料があると、市民税が上がっているけれども全体的に大丈夫なのかなど、判断ができると思う。今までと同じ意見になるがトータルな資料を出して頂いて、傍聴の中でいろいろな議論をしなければいけないということを想定すると、きちんと勉強していきたいのでお願いしたい。

委員 資料作成でお願いしたいが、資料2の「平成18年度保育所運営費」では「保護者負担額」と書いてあり、資料1では「市保育料額」と書いてある。数字が同じなので同じものだと思うが可能な限り表現を合わせられないかということと、決算で数字が確定しているのでこの中味を円グラフで書くとわかりやすいのではないか。円グラフの二つを比べるとさらに一層わかりやすいのではないか。所得税の減額ということで資料4に19年度と20年度の見込があるが、D16でいうと75万円以上の世帯が75人いたのが2人になったわけです。少子化で人が減っていることもあるのかも知れないが、圧倒的に所得税が減っているわけで、D1からD16という方1,573人がどういう風に減ったかという、シフトしていく絵を作っていただくと判りやすいのではないか。そうしないと少子化で減っているのか所得税減税で減っているのかわからない。資料5によればD16からD15に移ると52,600円から49,900円になって、年額3万円くらい減るが全部集めると10万円という数字になる。非常にドラスティックな数字が出てくるところはサンプルを作っていただくと、インパクトが強くなるのかも知れないが判りやすいかと思う。

事務局 景気回復のために20%の定率減税が導入されたときは保育料の改定は行わなかった。国が景気回復のためにそういうものを導入してきて、今回廃止になるということはある程度景気の回復が進んできたということ。本来はその時改定すべき保育料を市は改定しないで持ってきている。何故今回は改定するかというと、抜本的な改定と4年に一度ずつ見直しをしているが、そういう時に合せて改定している。定率減税が廃止になって本来なら保育料が上がっていく計算だが、国の税制改革があつて大きく下がってしまうというのが問題になっている。その辺をご理解いただきたいのと、資料4の見方をもう一度説明したい。

事務局 先ほど少子化がという話があつたが、現行の1,573人の方がそのまま20年度になった時に、下の方に移っていく方がこれだけいるという表になっている。

事務局 現行で19年度のD16の方が75人いるのが20年度には2人という受け止め方をされているが、72人になる。

委員 変更があるのは2人だけだと。その変更の額が月額5万円という説明をしないとわからない。

会長 頭割りすれば一人当りの保育料も出るわけです。

委員 この辺の表をちゃんと作らなければだめ。

会長 説明が少し判りにくかった。佳境に入ったが時間もあるので……。2回目どういう資料を用意してもらうか、その日程はどうするか。よろしいか。

委員 日程と仰ったがこの2年間のアバウトでよいが、日程というか、スケジュールをいただけないか。

会長 この任期の2年間の。今の段階では諮問は「保育料月額基準表の見直し」の

1件だけ。この後障害者の関係とか出てくるかと思うが、今の時点ではこの1件だけ。国会での動きもあるから市レベルでは難しいのではないか。今後の日程もこれをまずクリアしないと難しいと思うが。

委員 いただけるとありがたい。

事務局 現段階で公表できるようなスケジュールは固まっていない。想定されるものはあるにはあるが、2年間の任期中にはまるのかはまらないのか、確定的に公表できるところに行っていない。冒頭市長の挨拶にあったようなものは想定されているが、その順番はどうなのか、2年間の間にはまるのかというところは決まっていない。スケジュールの公表は勘弁していただきたい。

委員 今日の諮問はいつまでということか。タイムリミットはないのか。

事務局 これは説明の中にあったかと思うが、20年4月に実施するためには条例の改正が必要になる。少なくとも3月議会の議決、周知が必要だとすれば12月議会の議決を必要とする。11月のしかるべき時までには答申をいただければ、12月の議案提出が可能になる。

委員 あと1か月。

事務局 そうです。

会長 審議が進まなければ3月議会もあるわけだから。

委員 一応11月を目途にするわけですね。

会長 それでは次回の日程について、次第でいくと8番目になるが移らせていただいてよろしいか。事務局から次回の日程案について説明していただきたい。

事務局 11月の上旬でいかがか。

会長 資料の用意もあるかと思うが。

委員 資料の中味で皆さんが見ているのは、「保育所運営費」とぼかんと出ているけれども、保育所運営費はもっとでかい金額になるはず、予算総額からいけば。国の関係とかもう少し判りいいものにできないのか。資料4とか5とか誰が見ても判るようなものを用意して欲しい。

会長 そういったご意見も踏まえて追加関連資料を用意して欲しい。ましてや一般市民の方はもっとわからないと思う。ご苦労だがよろしくお願ひしたい。11月上旬というお話があったが、この場で決められるものは決めた方が……。お忙しい方もおられるので。いかがか。

委員 時間は何時か。

事務局 同じ時間を予定している。

委員 資料は事前に送ってもらえるのか。

事務局 できればお送りする。

委員 事前に配らなかったらこれだけの資料を当日配布で理解するのは難しい。

事務局 11月の連休明けでいかがか。

会 長 5日の週で。

委 員 できたら月曜日は外してもらいたい。

会 長 火曜日は絶対外してもらいたい。水曜ならオーケーか。

委 員 水曜なら大丈夫。

事務局 7日でよろしいか。

会 長 では7日の6時半で。ありがとうございました。M委員が新任ということで発言を控えられていたが、何か一言、二言あれば。

委 員 雰囲気呑まれてしまって皆さんの話を聞くので精一杯だった。要するに生じてしまった差額を誰が負担するのかという議論かと思う。園なのか保護者なのか。私たちが資料を送っていただかなくてはいけないのだが、私たち自身も相当勉強して臨まないと議論できないなと気持ちが引き締まった。どういう結論を出すかということだけでなく、市民がどれだけ納得できるものを出せるのかということかと思う。次回頑張って勉強してきます。

会 長 頑張って勉強していいところに着地できればと思う。I委員、副会長として何か発言はあるか。

委 員 勉強させてもらうのと審議会を色々な人に見てもらい、きちんと審議しているのを知ってもらいたい。障害分野だけでなく勉強しなければいけないと思うし、是非傍聴もしてもらいたい。

事務局 長時間にわたりありがとうございました。また説明が上手でなく判りやすい資料をお渡しできずすみませんでした。次回に向けて早急に判りやすい資料を作り事前に皆様に配布して、そこでご意見をいただいて、新たな資料が必要であれば揃えて審議していただきたいと思う。保護者の方がどう思われるのかがポイントだと思う。市民の方には税の負担のあり方がもうひとつのポイントになると思う。市民にはホームページで、一番影響のある保護者の方には直接お話ししたい。様々な形で情報公開には努力していきたい。長時間に渡りありがとうございました。

会 長 ありがとうございました。